

第2回文化芸術に関する意見交換会

次 第

令和元年8月26日(月) 14時30分～
議会棟2階 第7委員会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付、スポーツ文化局長挨拶
- 3 委員、事務局等紹介
- 4 委員長及び副委員長の選出
- 5 会議の公開について
- 6 議 題
 - (1) さいたま市文化芸術都市創造計画等の概要及び本市を取り巻く文化芸術の現況と課題について
 - (2) さいたま市文化芸術都市創造計画平成30年度施策集等について
 - (3) 意見交換会の位置づけ及び計画策定の進め方
 - (4) 次期計画の検討事項
- 7 その他
- 8 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 文化芸術に関する意見交換会設置要綱
- ・ 文化芸術に関する意見交換会傍聴要領（案）

- 資料1-1 さいたま市文化芸術都市創造計画 概要版
資料1-2 本市を取り巻く文化芸術の現況と課題
資料1-3 政令指定都市の計画策定状況調査結果及び各市の予算額
資料2-1 さいたま市文化芸術都市創造計画平成30年度施策集
資料2-2 さいたま市文化芸術都市創造計画令和元年度施策集暫定版
資料3 意見交換会の位置づけ及び計画策定の進め方
資料4-1 次期計画の検討事項
資料4-2 アンケート実施計画案、各種調査実施計画案

文化芸術に関する意見交換会委員名簿

(敬称略、五十音順)

		氏名	経歴等
1	委員	あらい たらう あらい 太郎	北沢楽天顕彰会 理事
2	委員	あらい ひさお 新井 久夫	岩槻人形協同組合 理事長
3	委員	おおさわ えいこ 大沢 英子	公募委員
4	委員	くめ なおこ 久米 尚子	さいたま市美術家協会 評議員
5	委員	こんどう かずゆき 近藤 一幸	公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長
6	委員	じん で はやと 陣出 勇人	公募委員
7	委員	たけやま ひろし 竹山 浩	大宮盆栽協同組合 理事
8	委員	ちの けんいち 茅野 憲一	公募委員
9	委員	つぼうち あいだ 坪内 間	鉄道博物館 学芸部課長
10	委員	ながい たけゆき 長井 武志	公募委員
11	委員	なかざわ まさと 中澤 政人	株式会社JTB 埼玉支店 地域交流事業エリア統括マネージャー兼観光開発プロデューサー
12	委員	はたけやま めぐみ 畠山 メグミ	公募委員
13	委員	むらかみ かずお 村上 和夫	立教大学名誉教授
14	委員	もりぐち たつじ 森口 達治	株式会社 FM NACK5 営業本部業務部長兼事業部長

(令和元年8月26日現在)

文化芸術に関する意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換する場として、文化芸術に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、次の事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 文化芸術都市創造のための施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 意見交換会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
 - (2) 文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠員により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 意見交換会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、意見交換会を総括し、意見交換会の会議の議長となる。
- 3 意見交換会に副委員長を置き、前条第1項の委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 意見交換会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、スポーツ文化局文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(案)

文化芸術に関する意見交換会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、文化芸術に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 意見交換会の会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、意見交換会の開催当日、開催場所において、原則として、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 意見交換会の委員長（以下「委員長」という。）は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として先着順により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため意見交換会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、意見交換会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、意見交換会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、意見交換会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(案)

- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、意見交換会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 意見交換会は、傍聴人に会議資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量であること等の理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項の分かる資料を提供し、又は当該会議資料を会議終了までの間備え、傍聴人の閲覧に供することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月 日から施行する。